

<対策のポイント>

近年の東南アジアで頻繁に発生している強大な台風、洪水やCOVID-19等の被害に対して、政府米や加工米飯を事前に現地に配置する現物備蓄及びアセアン諸国の大規模災害やCOVID-19による緊急事態発生時の緊急要請に対応するため即応性の高い現金備蓄を充実させます。また、貧困度合いの高い国を対象に学校の授業に出席した生徒にコメの持ち帰り支援や、中小規模の災害に対し柔軟かつ機動的に支援を行うプログラムを実施します。

<政策目標>

- 東アジア地域における大規模災害等の緊急時に米を支援するアセアン+3 緊急米備蓄（アプター）の取組を推進し、食料安全保障の強化と貧困の撲滅を図る（これまで我が国は、協定発効後、計 6,608トンの政府米等を提供した）。

<事業の内容>

<事業イメージ>

<背景>

- 2012年7月、アセアン+3緊急米備蓄（アプター）協定が発効しました。
- 我が国は、被災国に対する政府備蓄米等の拠出により、各国から高い評価を受けています。
- また首脳会議等の場において、我が国より食料安全保障分野での貢献を強く発信しています。

<支援の流れ>



<支援イメージ>

- 現物（現金）備蓄
台風や洪水等の災害時の初期対応として、予め被援助国に備蓄された政府米等を放出します。
これまでの実績
（1）現物備蓄 計5,068 トン（パイロット・プロジェクト以降 7,127トン）
（フィリピン、カンボジア、インドネシア、ラオス、ミャンマー）
（2）現金備蓄 計1,540 トン（パイロット・プロジェクト以降 2,067トン）
（インドネシア、カンボジア、ミャンマー、タイ、フィリピン）
- 申告（イヤマーク）備蓄
2018年10月、アプター協定発効後初めてフィリピンとの間で申告（イヤマーク）備蓄実施のための覚書に署名しました（10,000トン。2021年10月に延長）。

1. アプター協定に基づく資金の拠出 10（－）百万円

- アプター協定に基づく運営経費に対する義務的な拠出を行います。

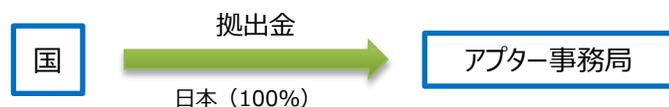
2. 現物備蓄事業 85（－）百万円

- 台風、洪水やCOVID-19等の緊急時に備える仕組みとして、政府米や加工米飯を事前に配置する現物備蓄及び緊急要請に対応するため即応性の高い現金備蓄を充実させます。

また、現物備蓄事業で保管した現物を学校の授業に出席した児童・生徒に持ち帰り食料として配付します。

さらに、中小規模の災害に対し、柔軟かつ機動的に支援するため、我が国クレジットでアセアン地域に備蓄拠点を設置し、きめ細かな支援に対応します。

<事業の流れ>



- 【お問い合わせ先】
- （1）輸出・国際局新興地域グループ （03-3502-5913）
 - （2）農産局農産政策部貿易業務課 （03-6744-1387）